

## 運転を見込んでいない発電用原子炉施設等の 廃止措置計画認可前における法令報告対象について

令和 3 年 10 月 8 日  
緊急事案対策室・検査グループ

### 経緯

現状、廃止措置段階にある発電用原子炉施設における法令報告の扱いは、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、その時点での発電用原子炉施設の安全に関する事象のみを法令報告対象とすることを、「**「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 3 4 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 2 9 条の運用について（訓令）」**にて定めている。

一方で、今後、運転を見込まない発電用原子炉であって廃止措置計画が認可されていないものについては、特段の考慮はなく、通常発電用原子炉の法令報告対象事象が報告対象となっている。

これまでの原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（以下「公開会合」という。）の中で、今後、運転を見込まない实用発電用原子炉において、廃止措置計画認可前における法令報告の対象について議論を行っており、前回の第 3 回公開会合においては、発電用原子炉設置事業者より、対象プラントとなる条件、報告対象となる機器等のスクリーニングの考え方等について提案を受けた。

### 今回議論したい内容

提案された内容を基に、確認すべき内容やさらに議論が必要と考えられる事項を以下に示す。

#### 1. 対象となる条件

今後、運転することのない实用発電用原子炉であり、炉心から燃料が除かれているものであって、事業者が以下のどちらかを原子力規制委員会に提出したものとしてはどうか。

- ① 今後運転することがないこと及び炉内に燃料が装荷されていないことを示した实用炉規則に基づく運転計画
- ② 廃止措置計画認可申請書

## 2. 報告の対象

### (1) スクリーニングの考え方について

前回の発電用原子炉設置事業者資料（参考資料2）の中で提案を受けたスクリーニングの考え方について、明確でない部分があったため、何か文書に基づくものであるかといった点等について確認したい。

- ①「LCO(運転上の制限)の要求がある設備のサポート系として必要な設備」
- ②「機能要求がある設備（核燃料の安定冷却・安全な取り扱いの観点）」

### (2) 施設管理について

今後、運転を見込まない実用炉であって、廃止措置計画が認可される前の実用発電用原子炉における施設管理はどのように行っているのか。

### (3) 廃止措置計画認可前の運転を見込んでいない発電用原子炉施設における報告対象を選定する上で考慮することが必要な観点

廃止措置計画認可後の施設は、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえて、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）が定められており、この性能維持施設の設定時の考え方を確認する事で、法令報告事象が発生した際には、その時点での発電用原子炉施設の安全に関する事象か否かを判断する事が出来る。

性能維持施設が定まっていない廃止措置計画認可前の運転を見込んでいない発電用原子炉施設において、廃止措置計画認可後と類似の取扱いをする為に、性能維持施設相当の機器等を「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示（以下、「安重告示」という。）」に掲げられている機器等及び常設重大事故等対処設備に対して予め整理しておくためには、少なくとも以下の観点が必要ではないか。

- 安重告示に掲げられる機器等のうち、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」に記載された性能維持施設に関する性能を有するもの、その関連機器等については、廃止措置計画認可の審査を行っていないものの、性能維持施設と同等の扱いが必要なものとして報告対象とする。
- 引き続き報告対象とする機器等に求められる性能については、運転段階と同様（技術基準の規定のまま）とする。廃止措置計画認可の審査を行

っていないため、廃止措置段階の性能維持施設に認められる可能性がある技術基準の規定によらない取扱いについては考慮しない。

- 廃止措置計画認可の審査を行っていないため、常設重大事故等対処設備に属する機器等は運転段階同様の取扱いをする。

### 3. 核燃料施設等の場合について

核燃料施設等においては、運転計画に類するものがなく、また、安重告示に類するものがないので、実用炉と同様の考えは適用できない。また施設固有の機器等を有しているものも多いと考えられる。そのため、体系的な報告要否を検討するよりも、個別の核燃料施設等の状況に応じる方向性を検討する必要があるのではないか。